

IV 安全・安心で豊かな社会づくり

1 災害リスク増大に対応した防災・減災対策の強化

(1) 住宅に係る耐震改修促進税制の拡充（所得税）

耐震改修を一層促進するため、住宅に係る耐震改修促進税制の適用要件を緩和する。

【住宅の耐震化率の目標】

総戸数	約4700万戸	総戸数	約4950万戸
耐震性あり	約3550万戸	耐震性あり	約4450万戸
耐震性なし	約1150万戸	耐震性なし	約500万戸
※平成15年の推計値			※平成27年の推計値
耐震化率 約75%			耐震化率 90%

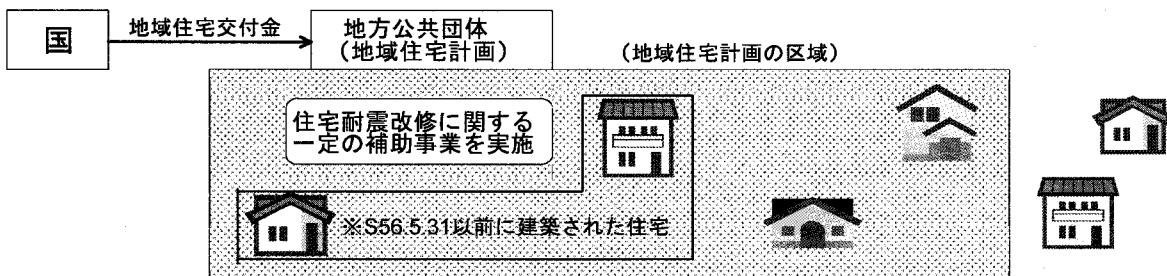
<現行制度の概要>

個人が、平成20年12月31日までに、耐震改修促進法に規定する都道府県耐震改修促進計画等を定めた区域内において、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除する。

【主な適用要件】

- 昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅であること
- 耐震改修を行った者の居住の用に供すること
- 地域住宅計画、都道府県耐震改修促進計画又は住宅耐震改修促進計画が作成され、それに基づき一定の補助事業が実施されていること

【地域住宅計画を作成している地方公共団体の場合】



(2) 事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長（所得税、法人税）

耐震性が確保された良質な建築物ストックの形成を促進するため、建築物の耐震化率を平成27年までに90%まで引き上げることを目標として、以下の特例措置を延長する。

<対象工事>

特定建築物^{*}に対する耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事（当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものに限る。）

* 特定建築物：事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物

<特例内容>

耐震改修工事費の10%の特別償却（所得税・法人税）

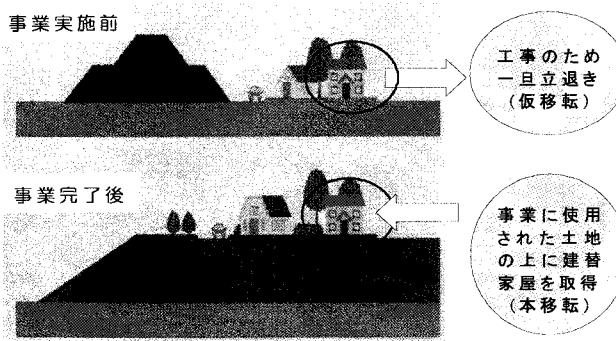
(3) 非買収型の河川事業に伴う建替家屋に係る特例措置の延長及び拡充（不動産取得税）

事業用地の上に家屋を所有する者が、移転補償金を受けて、工事のために一旦当該家屋を除却し、工事終了後に当該土地の上に建替家屋を取得することとなる非買収型の河川事業について、建替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例の対象事業を拡充するとともに、特例を恒久措置とする。

特例内容：建替家屋取得に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除
特例対象

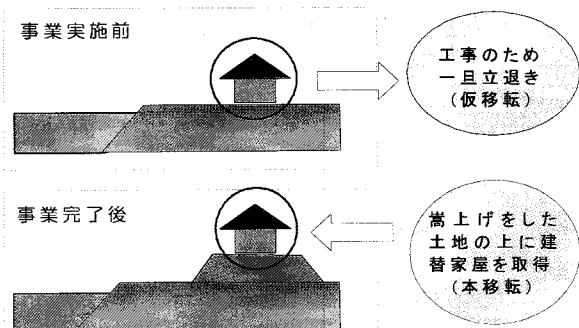
（現行の特例対象措置）

高規格堤防の整備に伴う家屋の建替え



（特例対象の追加）

水防災対策特定河川事業（※）における宅地嵩上げに伴う家屋の建替え



（※）水防災対策特定河川事業：輪中堤の築造や宅地の嵩上げ等を行うことにより洪水による被害を最小限に抑える事業手法

(4) 耐震補強事業により取得した鉄道施設に係る特例措置の延長（固定資産税）

駅における耐震補強の整備を促進し、駅利用者の安全の向上を図るとともに、発災時における駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため、国の補助金を受けて緊急に実施する駅の耐震補強工事に係る特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税：課税標準 5年間 2／3

地震時に駅が果たす役割

■応急対応の拠点■



[帰宅困難者対応]

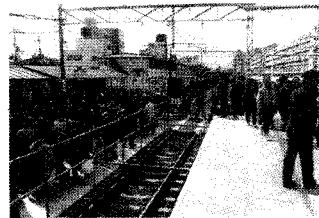


[駅前での応急対応]

■緊急人員輸送の拠点■



[交通結節点]



[復旧時の輸送]

2 ユニバーサル社会の実現

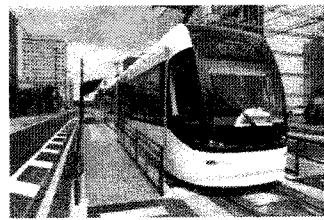
(1) 交通バリアフリー設備の特別償却制度の延長及び拡充（所得税、法人税）

高齢者・障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための駅（停留場を含む）のバリアフリー化工事や低床型路面電車・バス・タクシー・航空機（車両等）の導入を促進するため、バリアフリー設備（駅に設置されるエレベーター・エスカレーター）やバリアフリー設備（乗降用リフト、乗降用スロープ、可動式ひじ掛け等）を有する車両等に係る特別償却制度の適用期限を延長するとともに、既設の駅に設置された可動式ホーム柵を特例措置の適用対象に加える。

（延長）

○ 所得税・法人税：

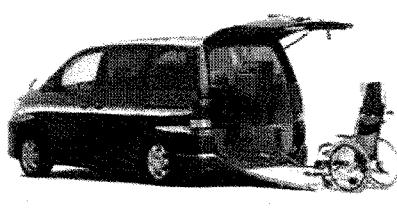
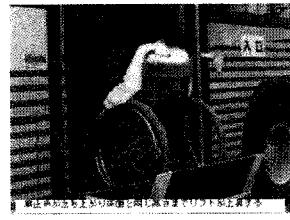
- ・ 既設の駅のエレベーター・エスカレーター 特別償却 15 %
- ・ 低床型路面電車、ノンステップバス、リフト付バス、スロープ付タクシー、リフト付タクシー、バリアフリー対応型航空機 特別償却 20 %
- ・ 駅（エレベーター・エスカレーター）
- ・ 低床型路面電車
- ・ ノンステップバス
- ・ リフト付バス
- ・ スロープ付タクシー
- ・ リフト付タクシー
- ・ バリアフリー対応型航空機（可動式ひじ掛け、障害者用トイレ）



・ノンステップバス

・リフト付バス

・スロープ付タクシー



・リフト付タクシー

・バリアフリー対応型航空機（可動式ひじ掛け、障害者用トイレ）



（拡充）

○ 法人税：

- ・ 既設の駅に設置された可動式ホーム柵 特別償却 15 %

・可動式ホーム柵



(2) 駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設に係る特例措置の延長及び拡充（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

高齢者・障害者等が鉄道駅を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者等が駅のバリアフリー化のための改良工事により家屋及び償却資産を取得した場合の特例措置の適用期限を延長するとともに、既設の駅に設置された可動式ホーム柵を特例措置の適用対象に加える。

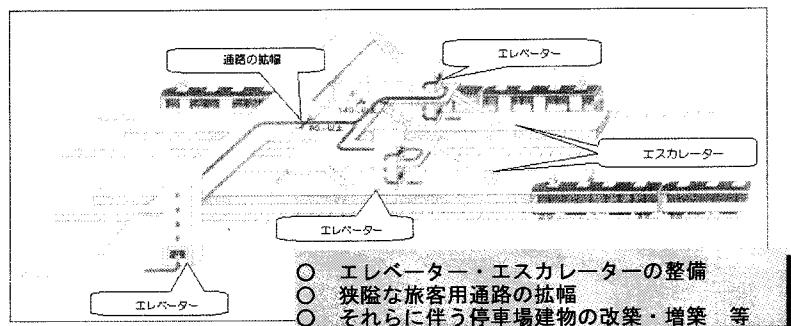
(延長)

○不動産取得税：

課税標準 1／6 控除

○固定資産税・都市計画税：

課税標準 5年間 2／3



(拡充) 既設の駅に設置された可動式ホーム柵

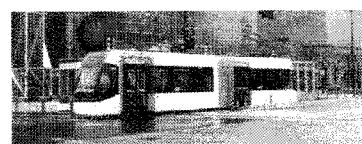
○固定資産税：課税標準 5年間 2／3



(3) 低床型路面電車に係る特例措置の延長（固定資産税）

高齢者、障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税：課税標準 5年間 1／4



(4) 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長（固定資産税）

居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の適用期限を延長する。

○固定資産税：120m²相当部分につき 5年間税額を 1／3 に減額

○住宅のバリアフリー化の現状

	全体	持家	借家
A又はBに対応（一定対応）	21.6%	29.3%	10.0%
A,B,C全て対応（3点セット）	5.4%	7.3%	2.6%

A:手すり(2ヶ所以上) B:段差のない屋内 C:廊下幅が車椅子通行可

出典：総務省『住宅・土地統計調査(平成15年)』